

## まほろば医療連携ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、まほろば医療連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の関係医療機関がそれぞれの医療情報を共有することにより、患者さんに急性期から回復期を経て在宅医療にいたるまで一貫した治療方針のもとに切れ目ない医療を提供できる地域医療連携体制を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療情報共有システムの開発
- (2) 医療情報共有化の推進
- (3) 地域医療連携パスの運用の推進
- (4) その他本協議会の目的にあった事業

(構成団体及び委員)

第4条 協議会の構成団体及び機関は、桜井地区医師会及び広陵町医師会に属する医療機関並びに桜井保健所とし、協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

委 員 11 名

2 会長は、役員相互により選出する。

3 副会長は、会長が役員の中から指名する。

4 役員は、情報閲覧医療機関として、桜井市医師会 2 名、磯城郡医師会 2 名、広陵町医師会 2 名、情報開示医療機関として済生会中和病院 3 名、国保中央病院 3 名及び行政機関として桜井保健所 1 名とする。

(任期)

第5条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(協議会決定事項)

第7条 協議会は、以下の事項について審議し、決定する。

- (1) 規約及び運用方法の変更
- (2) 事業計画及び事業報告

(3) その他協議会の運営に関する事項

(協議会の開催)

第8条 会長は、必要に応じ役員を招集し、協議会を開催する。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 協議会の議決は、出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第9条 会長は、第3条の事業を達成するために、検討委員会を組織することができる。

2 検討委員会の長は、会長が指名し、その構成員は、検討委員会の長が指名した者で構成する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を奈良県磯城郡田原本町宮古404-1組合立国保中央病院地域支援センターに置く。

2 事務局は、協議会議事録を作成する。

3 事務局は、利用者登録状況及び患者登録状況を年に1回協議会に報告する。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は、協議会の議決を経て会長が定める。ただし、協議会を招集する暇がないときは、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する